

# 人権啓発の課題と可能性

——京都市を事例として——

伊藤 悦子

## 要約

本稿は、人権啓発活動のあり方について、啓発の主体という観点から検討したものである。今日においては、行政主導の啓発活動を住民主体の活動に転換していくことが理念的に要求されているだけでなく、人権問題を巡る住民意識の現状からも必要である。そして、住民主体の啓発活動は地域における「共同性」を自律的に再構築するための不可欠な学習として位置づけるべきであることを指摘した。こうした人権啓発活動の必要性と意義を踏まえた上で、その実態について部落問題を中心に京都市を事例として検討した。現在においても行政主導の啓発活動が大半であるが、地域に密着した住民主体の啓発活動もあらたに始まっている。そこで、住民主体の啓発活動である「ふしみ人権の集い」実行委員会について検討し、地域における住民主体の学習活動の課題と可能性を考察した。

## はじめに

現在、特別対策事業の進捗とともに実施されてきた部落問題に関する啓発事業は人権啓発事業として再編成され、新たな事業が展開されはじめている。既に一九九九

年には人権擁護推進審議会答申が出され、これに基づき「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が二〇〇〇年末に公布され、人権啓発が行政施策として推進されていくことは確かである。

こうした行政施策転換の背景となった被差別部落の実態の変化、部落の住民の意識変容、そして部落問題に関

する部落外の住民意識が変化するなかで、部落問題を捉える枠組み自体が問い直されている。それは、運動団体にとつては差別・被差別の関係を踏まえながらもそれを越えて、住民として他者と連携しながら、どのように問題解決を図るかということを探る動きにもつながっており、人権啓発活動は従来の枠を越えた新たな展開を示しはじめています。

一方、一九九二年に出された生涯学習審議会答申において「現代的課題」として人権に関する学習が言及されているように、社会教育実践において地域課題である部落問題の学習、ひいては人権問題の学習は今後とも不可欠である。しかし、住民の自発的な意志にもとづいて学習を展開することが社会教育の原則であるならば、各団体に動員を要求する形で展開されてきた人権啓発活動はその原則を踏みにじっていることになる。そもそも、人権啓発の主体とはだれなのか、また、人権啓発活動は、はたして人権問題を解決する主体を形成することができのだろうか。

こうした問題意識を踏まえて、人権啓発の概念のうち、特に主体という側面から考えると、住民主体の啓発活動こそが本来的な姿ではないだろうか。住民主体の啓発が展開されれば、当然、学習会で学習が展開されるのみならず、

学習会を準備するその過程においても「無意図的に」住民相互の理解、啓発が推進される。じつは、そうした「無意図的な啓発」の方が、今日の住民意識の現状から見ても啓発としては有効であることを意識調査から明らかにしたい。

しかし、だからといって、学習活動が無意味であるといっているのではない。学習と社会的活動（この場合は、啓発活動を組織化していく住民の共同活動）とが相互に影響し合う必要がある。そして、こうした社会的活動が具体的な日常生活の場である地域（中学校区程度の範囲の地域）における住民の学習活動の核とならなければならぬし、なる可能性があることを明らかにすることが、本稿の課題である。

事例として京都市を取り上げる理由は、筆者のフィールドであるという点が第一の理由である。京都市は歴史的には社会教育実践が弱く、啓発活動という点では後進地域にあたる。そうした京都市において、本論で述べるような独自の啓発活動が最近ようやく生まれてきたことの意味も考察したい。

なお、本稿の対象とする人権啓発はひとまず、学校教育の教育課程における人権教育を除き、さまざまな人権に関わる講演、研修、学習、展示、表現、そしてこれら

を複合した催し物をすべて含み込む活動をさすものとする。また、人権啓発をテーマとしているが、考察対象は部落問題が中心である。

## 一 啓発の主体と地域課題

啓発という用語は啓蒙と混同され、認識の浅い人に対して指導者が教え諭すことと捉えられがちである。現に『広辞苑』（一九七六年版）でも啓発は「知能をひらきおこすこと、開発、啓蒙」とされていた。また、啓発は啓蒙あるいは教化であるとの把握から、住民の学習の自由を阻害するものとして、啓発無用論あるいは啓発害悪論が提起されて久しい。

そこでまず、人権啓発における主体が住民自身であることを確認するとともに、ここでいう主体は個として孤立した住民のことを指すのではなく、個として存在しながら共同性を追求している住民のことを指すのであり、その追求の一過程が人権啓発活動であることを提示してみたい。

啓発の主体について論究したものとして元木健『人権と教育—社会啓発の基礎理論』（解放出版社、一九八九年）がある。それによると、啓発は語源的には孔子の論語述

而編「不憤不啓、不悱不発」からでた熟語で「学ぶ者自らの強い問題意識の必要と、それを喚起し問題解決へと導く指導者（学習支援者）の姿勢（いわば援助者としての役割、助産術にも通じる）を述べたもの」である<sup>2</sup>とされる。したがって、戦前の「教化」とは異なり、成人の学習ニーズ（元木はニーズを必要性ととらえ、必要課題を含む概念としている）に基づいた自己教育活動を促す指導者の役割を指すものが啓発であるとした。

そして、啓発は本来自発的な自己教育活動であるので、その主体は「一人ひとりの国民」であり、行政は自発的な啓発活動に対して不当な統制的支配を加えてはならないという。だが、「現時点では、わが国の人々の人権学習の実態からみても、そうした一定の働きかけが必要であることは言うまでもないものと思われる」ので、「今日の啓発活動の主体は、第一段階として行政・施設・団体の社会教育指導者である」という<sup>3</sup>。このように元木は人権啓発の主体は住民であるが、現時点では社会教育指導者であり、行政であるとした。しかし、現実認識が違えば、行政による啓発は不要であるということになる。

この問題については赤尾勝己の指摘が参考になる。赤尾は杉尾敏明や杉之原寿一の「同和啓発終焉論」と松下圭一の社会教育終焉論は「文脈を違えながらも、ともに

行政からの啓発・教育を通じた思想統制への嫌悪の表「明」<sup>4</sup>であるとした。そして、生涯学習時代における啓発、教育、文化の三層構造、それぞれの関係性を整理している。啓発は「啓発する側から啓発される側に対してゆるぎない固定的で明確なメッセージを伝えることが前提とされているが」、教育はそうではない。一方、文化活動は教育より相対的に自由である。したがって、社会における啓発・教育概念の拡散は文化活動を阻害するが、「自由な学習者」が「好きな学習だけやればよい」ということでもなく、「行政が啓発や教育に乗り出し、人権問題のような公共的な問題でありながら、人びとの学習の弱い部分について補強することが必要」<sup>5</sup>であるとしている。そしてさらに、「自由権的発想にとどまることなく、いかなる国家の介入の内容を参加民主主義を通してコントロールするかという積極的な社会権的発想の必要」と「生涯学習社会においては、啓発、教育、文化の有機的な結合とそれに応じた国民の学習機会の整備が必要であり、特に各都道府県レベルや市町村レベルでの生涯学習計画との有機的な結合の必要」<sup>6</sup>を提起している。啓発・教育・文化の「イメージ」を手がかりとしているので荒い論考であるが、生涯学習社会における啓発の役割を教育・文化活動との連携のなかで認め、また、啓発

の根拠を社会権的発想に求め、啓発の可否ではなく、住民主体の啓発活動のあり方を豊中市の事例で検討している。

赤尾も元木も住民の学習の「弱い部分」を補完するものとして啓発活動の必要を指摘しており、さらに赤尾の場合は「本来自由な学習」が望ましいとする「自由権的発想」ではなく、「社会権的発想」が必要であると啓発活動の積極性を提起している。この「社会権的発想」と「自由権的発想」の相克と「共同性」の内実について、相庭和彦は次のように述べている。

すなわち、戦後の教育を受ける権利<sup>11</sup>学習権把握は大きく二つの流れに分けられ、その一つは「堀尾輝久に代表されるように教育・学習権を近代市民社会の理念の中心核である基本的人権に結びつけることによって、その存在意義を見いだそうという主張である。(中略)そして教育の『私事性』を基本とした『親義務の共同化』としての教育の『共同性』は、その基底に私人のエゴを含むことになる」と指摘している。もう一方は、「宮坂廣作、黒沢惟明、海老原治善らにみられるように、市民社会の対立の現実<sup>12</sup>資本主義社会の人間疎外の現実に重点をおき、そこでの人間の『類』からの阻害の克服を教育に求める。言い換えれば、要求する権利ではなく、教育を組

織していく運動過程の中に、国民国家Ⅱ市民社会の出現によってバラバラにアトム化された諸個人の再統合を求めようとするものであった」としている。そして社会教育に求められている「共同性」は、私事の総和としての「共同性」ではなく、諸個人が「共同性」を求めて教育を組織していく過程そのものにあるとしている。それは必然的に、市民社会において差別・抑圧されてきた人々の視点に立った「共同性」でなければならぬというのである。

このような観点から人権啓発の意義、とりわけ部落問題啓発の意義を考察すると、人々が「自由・平等」であると認識している近代社会において自らの意識や存在の抑圧性を部落問題啓発活動のなかで自覚し、被差別者とともに状況を変革していくため、教育を組織していく過程に、その意義をみいだすことができよう。生涯学習社会における住民自身の人権啓発とは、学習要求は弱いものの必要課題だから「しかたがなく」行うものではなく、地域における人々の「共同性」を自律的に再構築するための不可欠な学習であり、いわば地域における学習の核となるはずのものである。

一方、啓発活動への住民参加は理念的に求められるのみならず、人権啓発事業の内在的理由からも求められて

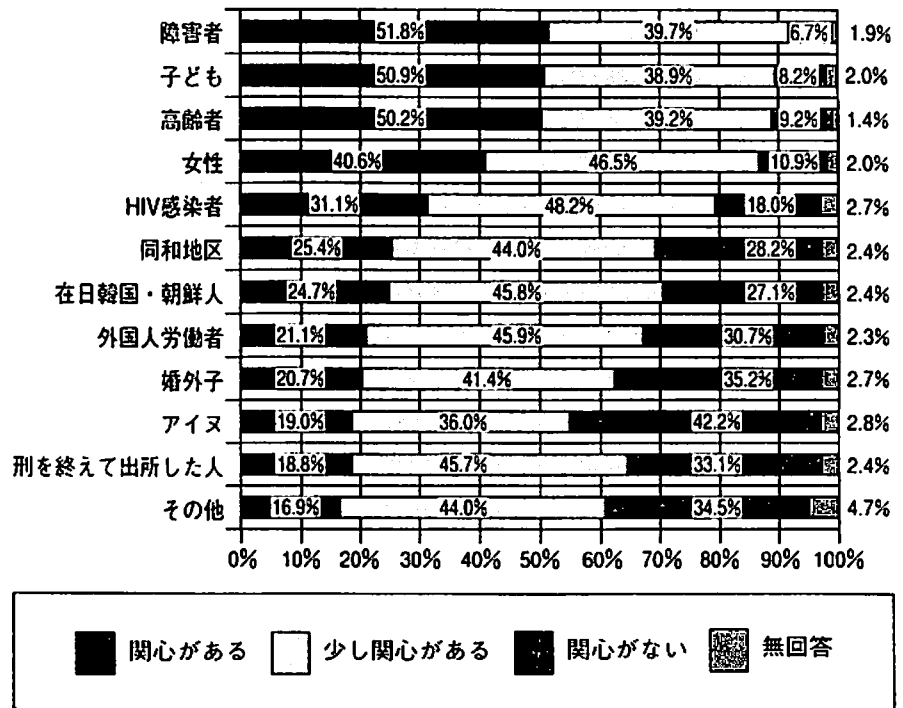
いる。その点を意識調査結果のうち、とりわけ部落問題に関する側面から検討したい。

## 二 意識調査から見た課題

京都市は一九八〇年から、八五年、九〇年、九五年と五年毎に「同和問題意識調査」を実施し、二〇〇〇年にも「人権問題に関する意識調査」を実施してきた。<sup>8</sup> 部落問題にかかわる意識調査は各地方自治体で実施されており、その報告書をもとにした論稿も多い。四半世紀にわたって部落問題啓発が行われてきた結果、部落問題に関する知識や「差別はいけない」という規範意識の普及はめざましく、現在の課題は部落問題に対する入口と出口、すなわち人々の問題「関心」のあり方と「同和問題解決に対する認識状況」にある。

部落問題についての「関心」は、二〇〇〇年調査によると図1のようである(図1-4はすべて、二〇〇〇年調査による)。子ども、高齢者、障害者の人権問題について「関心がある」が五〇%台であるのに対して、同和地区、在日韓国・朝鮮人、外国人労働者などは二〇%台である。同じような結果が他の地方自治体の調査でも出ており、千葉県の一九九九年度人権意識調査の分析を通し

図1 人権問題への関心

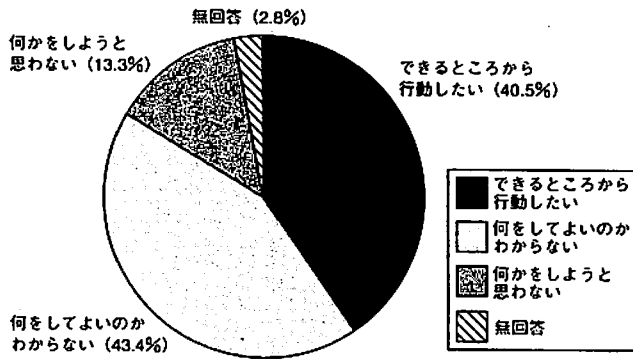


て福岡安則は啓発の課題として次のような指摘をしている。  
 これまで「人権問題の学習は身近な問題から」と言われてきた。しかしながら、「身近な人権問題」群（高齢者、

子ども、障害者、女性の人権問題―引用者注）相互の関心度の相関は概してかなり高く、「ひとごとの人権問題」群（在日韓国朝鮮人問題、アイヌ問題、外国人労働者問題、部落問題―引用者注）相互の関心度の相関も概してかなり高いが、「身近な人権問題」群と「ひとごとの人権問題」群のあいだの関心度の相関はあまり高くない。ようするに、教育・啓発で「身近な人権問題」を取り上げたからといって、そのことが直接「ひとごとの人権問題」への関心を高めることにはならない。したがって、「身近な人権問題」を取り上げているから、それで十分であり、とりたてて「ひとごとの人権問題」を教育・啓発の課題として取り上げる必要はない、という考え方はなりたたない。<sup>(9)</sup>

ここでは「ひとごとの人権問題」を取り上げる必要が指摘されているが、一方で「身近な人権問題」と「ひとごとの人権問題」をどのようにつなぐかという課題があることも考える必要があるだろう。こうした課題は京都市の場合にもあてはまる。<sup>(10)</sup> この課題に対しては啓発活動の内容を工夫して対応するという方法もあるが、むしろ啓発活動における「共同活動」によって「ひとごとの人権問題」ではないという状況をつくっていくことの方が有効ではないだろうか。つまり、地域住民として「共に

図2 人権問題の解決のためにしたいこと



学び、共に生きる」ような持続的な交流のなかで「ひとごとの人権問題」への関心を喚起し、その人なりに関わる方法を見いだせるような活動が求められているのである。

一方、図2は「あなたは、人権問題の解決のためにどのようなことをしようとお考えですか」との設問に対する回答である。「日常生活の中でなにかできることを考え、できるところから行動したい」（以下「できるところから行動したい」とする）が四〇・五%、「なにかしなければと思うが、なにをしよういかかわからない」（以下「何をしようかわからない」とする）が四三・四%である。

解決にむけて積極的な態度を持っている人が四割いるのであり、そうした人々が行動しやすい場や方法の提供が必要になっているといえよう。この結果と他の様々な要因とをクロス集計したものが図3である。解決に対して積極的な人は

「教育啓発接触ランク」高群の人であり、また「親しい同和地区友人有り」の人、そして「親しい韓国・朝鮮人友人有り」の人の積極性も顕著である。教育啓発の効果は推測されるときにも、当事者や親しい友人の有無が解決への態度形成に影響していることがわかる。

また、「結婚をめぐる態度」として、「条件を満たしているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとると思いますか」の設問に対する回答は、図4のような結果であった。すなわち、同和地区出身者の場合、（地区出身であることを）「問題にしない」三四・六%、「親として反対だが子どもの意志が強ければ仕方がない」四三・一%、「考え直すように言う」一七・五%であり、結婚を忌避している現状が浮かび上がった。こうした結婚忌避を克服するために課題として次のような興味深い報告がなされている。

啓発活動の効果について見てみると、（中略）啓発事業よりはるかに大きな影響を与えているのは付き合いの有無である。「親しく付き合い合っている人がいる」ものは、結婚においても忌避しない傾向がある。また、付き合いの有無よりも、さらに大きな影響を与えているのは付き合いの質である。「国籍や民族の違いに触れないようにして付き合い合っている」場合や、「同和地区出身であ

図3 人権問題の解決のためにしたいこと（属性別）

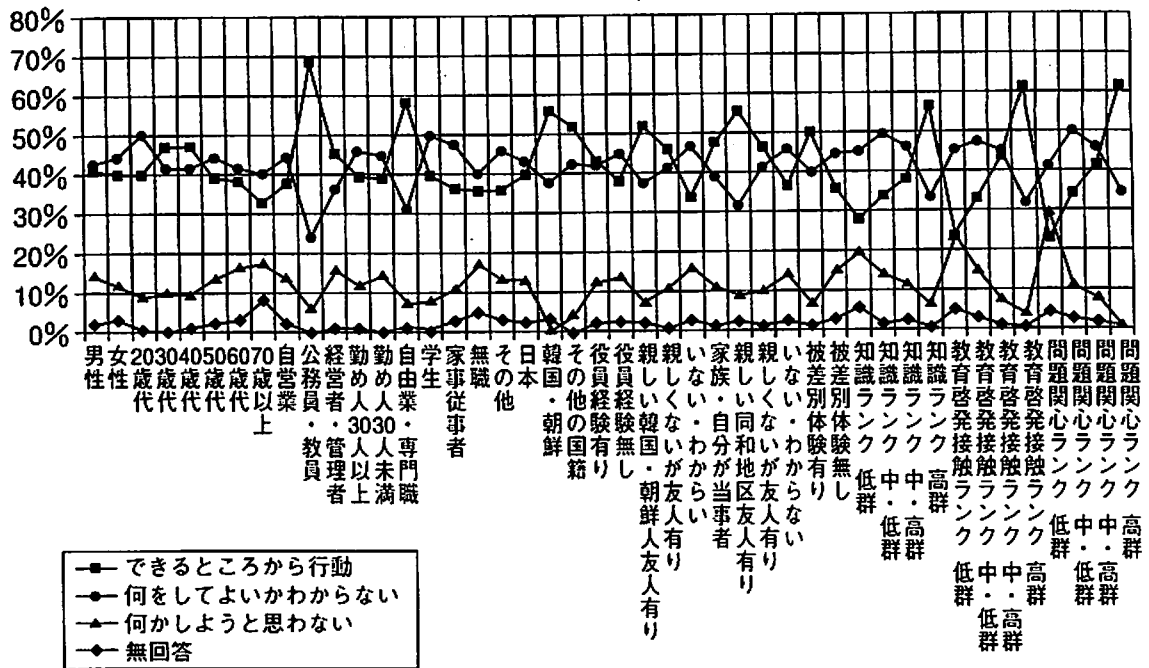
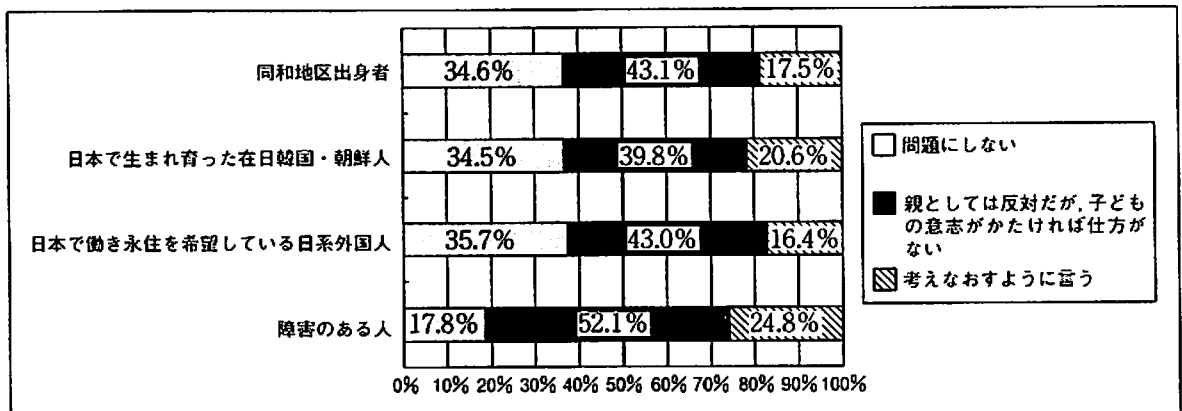


図4 「結婚をめぐる態度」



こうした結果から、現在の啓発課題は部落問題の知識や情報の提供を受けて各人の認識を深める段階から「解決のための行動」ができる「場」が提供されたり、そうした意欲を持つことができるような情報提供や学習であることがわかる。また、「親しい友人の有無」が解決への態度を形成し、結婚忌避を弱めることから、交流事業が有効なことがわかる。それもあるものの「仲良し」ではなく、互いが持たざるを得ない人権に関わる課題を学習し、解決に向けて共に考えることができるような交流事業がより有効であろう。解決のための行動の一つとして自らが啓発活動の企画者になったり、場づくりの担い手になることができるような啓発組織づくりが求められており、その過程での部落内外住民の協働が人間関係をつくるとともに、相互の認識の変化を促すこ



とになる。その際、立場の違いをうやむやにするよりも、違いを踏まえた上での交流の方が有効であることが先の意識調査でも指摘されていた。このように意識調査の結果からも、住民参加による啓発活動、すなわち部落内外の住民によって構成された組織が、主体的に企画・実施するような啓発活動が必要であることが確認できる。

### 三 京都市における人権啓発の経緯と現況<sup>(12)</sup>

京都市における市民啓発事業は、一九七二年度に京都市PTA連絡協議会各支部でPTA指導者同和問題学習会を実施することから始まった。これは一九七四年度から小学校で、七五年度から中学校で、社会科教科書に部落問題が記述されることにともない、指導に対する理解と協力を保護者に求めるためであった。この当時、他市町村行政による部落問題啓発の多くが同和对策事業の説明のために開始されたことは若干異なるが、学校における部落問題指導の理解を求めるといふ形で始まった保護者啓発も、行政側の住民に対する「理解させる」「協力させる」という対策的必要性で始まった点では同じである。その意味で、先に検討した啓発主体のあり方からはかけ離れた理由で、啓発事業が出発したのは事実であ

った。<sup>(13)</sup>

啓発事業に対する京都市行政の体制は、一九八四年六月に出された地域改善対策協議会答申「今後における啓発活動のあり方について」が契機となって整備された。一九八五年度に区民啓発事業が予算化され、一九八八年六月には「地域啓発の推進組織に関する要綱」を制定し、京都市各区の区役所地域振興課を事務局とした各関係部局による「地域啓発推進協議会」が組織されたのである。

さらに一九九二年は地対財特法の五年延長が決定されたものの、特別措置法をもとに展開してきた同和对策事業の転換が求められているという状況のなかで、新たな問題解決のための事業が打ち出されはじめた。その成果の一つが同和地区内の隣保館を資料館にし、広く市民を対象に研修を展開していくという試みであった。また、一方で一九九四年に世界人権問題研究センターが、国際人権問題・同和問題・定住外国人問題・女性問題を研究し、人権啓発をも担当する財団法人として設立された。

そして一九九七年には組織再編により京都市役所内の文化市民局同和对策室が廃止され、それに代わって同局に人権文化推進部人権文化推進課が設置され、人権啓発の中心部局と位置づけられた。また、一九九六年に「人

権教育のための国連一〇年」に関する国内行動計画が策定されたのを受けて九七年度末に「京都市行動計画」が策定され、人権啓発活動はあらたな段階に入ったのである。

「人権教育のための国連一〇年」とも関連づけられた啓発活動は、現在、人権全般はもとより旧来からの地域課題で部落問題と女性問題を中心に、外国人・障害者・子ども・高齢者・HIV感染者等の個別課題について展開されている。一九九八年度実績で、研修会による市民啓発は計一六一三回、一三万四〇〇〇余人の参加となっている。二〇歳以上の京都市民が約一一〇万人であるから、その一割強にあたる人々が、コンサート、フェスティバル、フォーラムなどの大規模イベントや人権連続講座や人権大学講座と呼ばれる研修会などにも参加しているという現実がある。行政主導による啓発活動が人々を動員し、知識や情報、あるいは文化を普及しているという点は否めない事実である。

このうちの部落問題啓発を中心にしたような研修会や講演会が実施されているか、活動の実施主体別にみると四類型となる。すなわち、京都市行政、財団法人世界人権問題研究センター、民間運動団体、資料館等である。

全市レベルでの啓発活動の企画・実施主体は、市人権

文化推進課や関係部局（たとえば外国人問題は総務局国際化推進室）が担当し、地域啓発は区役所地域振興課が担当している。また、地域啓発とかなり重複する保護者啓発は市教育委員会社会教育課が推進しているが、各学校・PTAの独自事業であり、企画に従事しているわけではない。

年間に一三万人が参加している啓発事業であるが、先の人権意識調査結果では「市役所・区役所や学校で行われる市民や保護者対象の講演会や研修会」に「参加したことなし」は七六・六％で、参加していない人の方が圧倒的に多いのが実態である。また、啓発事業の内実も決して豊かではない。地域啓発は毎年二回憲法月間（五月）と人権月間（一二月）に、各区（京都市全体では一三区・支所）が数百名規模の講演会を実施しているが、単発の講演会であり、講師は大学教員・弁護士などのほか、多くの人を呼ぶために「有名人」が講師をしている場合が多い。まず人を集めるということが啓発の課題であることが確認できる。また、保護者啓発の方は全体を把握する資料はない。各学校独自の取り組みであり、京都市として予算的に支援しているものの全体状況を把握していない状況である。

このような行政主導の啓発活動は、個別の研修会自体

は参加者の学習要求と一致して、好評を博した研修会も少なくはないが、たまたま担当した行政職員が他との連絡もないまま企画実施しているのが実態である。人権啓発事業が市全体で連絡調整されておらず、学習の総合化を意図した企画が構想されていないことが行政啓発としての大きな課題であるといえよう。それ以上に問題なのは、現行の行政啓発では住民参加が弱い点である。確かに京都市においても一九九二年度から地域の各種団体によびかけて「区民ぐるみ組織」を立ち上げ、自主的な啓発活動を模索しているが、実際には行政主体の事業に区民がお手伝いをしているという状態である。行政からの働きかけの限界に直面しているといえよう。

次に財団法人世界人権問題研究センター<sup>14</sup>は、啓発事業として一九九八年に「人権大学講座」、二〇〇〇年に「人権講座へ人権ゆかりの地をたずねて——京都観光の新視点——」という連続講座を始めた。二〇〇一年度人権大学講座は前期後期あわせて一四日間で講義（九〇分）一八回、そのうちにワークショップやフィールドワークがあり、一五〇名定員で全講座受講二万八〇〇〇円、一日聴講は二〇〇〇円の有料の講座である。行政関係者や人権啓発指導者などを対象としているが、一般市民も対象で実際の参加者のうち二〇%ほどが市民である。ま

た、人権講座の方は仏教大学四条センター提携講座として二〇〇〇年度開講、年間一〇講座、一回受講料一〇〇〇円の講座である。一〇講座中八講座以上受講し、五テーマについてレポートを提出（指定文献での学習）、その後面接や補講を経ると「ボランティア人権ガイド」に登録し、京都市の事業などに有償ボランティアとして参加することができる。二〇〇〇年度は延べ受講生五二八名、うち五名がボランティアとして登録した。人権問題研究センターのこの講座は動員を全くしていない講座であり、有料であっても需要があり、しかも連続で受講する意欲のある人がいるということを示している。ただ、本論の課題とする地域教育の中心としての人権学習には直接結びつかない。

民間運動団体による啓発活動は、一九七〇年二月から部落解放研究京都市集會として開始されている。主催者は京都市小学校同和教育研究会・中学校同和教育研究会、京都市および府庁部落問題研究会、部落解放同盟京都市協議会であるが、後援には京都同和問題企業連絡協議会やPTA連絡協議会さらに行政（府と市）も名を連ねている。他にも民間運動団体による研究集會や学習会は随時開催されているが、規模も大きく市民の参加も多い点では京都市集會が果たしている啓発活動の役割は無

視できない。第三一回京都市集会（二〇〇〇年）では基調報告で次のようにその経過が説明されている。

第一回から一〇回までは、「部落問題をみんなのものに」というメインスローガンが掲げられ、部落問題が「一部の人の問題」ではなく、「みんなの」「国民的な」課題であることを広く知らしめる取組を進めてきました。第一一回から一九回は「部落問題の解決をみんなの力で」のスローガンのもと、差別をなくす具体的な行動の組織化、運動・行政・教育のそれぞれの分野での実践の深化を図ってきました。第二〇回からは「差別を許さない行動の輪から、人権の町づくりを」というスローガンが提案され、広範な市民の参加を得る中で反差別・部落解放の取組を「人権のまちづくり」として具体化させていくことがめざされました<sup>15</sup>。

この集会は部落解放同盟京都市協議会主導であったが、部落史研究の動向、部落問題の現状、運動団体と行政の取り組みの現状と総括、保育・教育に関する実践などを教職員や市民に啓発してきたといえる。そして、先の引用文で明らかかなように、京都市集会も「広く知らしめる」から「人権のまちづくり」へとめざす方向を変えてきている。また、一九九二年からは基調報告に「外国籍市民」に関する内容が挿入され、部落問題以外の人権

問題についての啓発もしており、行政主導の啓発では言及し得ない市職員採用における「国籍条項」撤廃など、運動団体ならではの内容を展開している。

さらに、運動団体が「部落内外の人たち」ともに「地域に根ざした取り組み」として実施しているのが地域人権集会である。一九七二年から開始されている北区研究集会をはじめ、東山実行委員会による「部落問題を考える集い」（一九九〇年）、九八年以降、「人権ひろば・錦林のつどい」、「ふしみ・ふかくさ人権の集い」、「レインボーフェスティバル」、「ふれあい吉祥院」など、あいついでさまざまな地域団体が合同して地域での啓発イベントを担いはじめている。問題はこうした団体間の連携の内実である。単発の啓発事業であつてもそれを実行する過程で、人々の「共同活動」や「相互啓発」があれば、それ自体が無意図的な啓発である。

もう一つ忘れてはならないのが、資料館の役割である。市内の二つの被差別部落にそれぞれ「ツラッティ千本」と「柳原銀行資料館」が設置されている<sup>16</sup>。「ツラッティ千本」の場合は隣保館分室（二〇〇二年度よりコミュニティ・センターに再編）を利用したもので、柳原銀行資料館は地元の文化遺産である元柳原銀行を移築復元し資料館にしたものである。どちらも学芸員配置はなく、コミ

ユニティ・センター職員や嘱託職員、地元関係者が研修講師を担っている。常設展示の他に特別展を年二回開催している。ツラッティ千本で年間四〇〇〇人の来訪者があり、特に教員の夏期研修の利用が多く、夏休み期間だけで一〇〇〇人の来訪があるという。また、京都市の事業である「人権ウォッチングツアー」や「人権スポット探訪」の拠点施設としての役割も果たしている。

資料館の展示見学のみ、展示見学と研修会、展示見学と研修会と部落のフィールドワークなど、臨機応変に研修プログラムが組まれている。行政が条件整備したものの、運営に関しては地元部落の住民と行政職員による運営委員会があり、自主的に企画運営している。友の会活動の組織化、資料館ニュースの発行、教育普及活動の実施など、地域博物館活動としてさまざまな活動を展開したいところであるが、正規職員の配置がないため、進められない現状である。

#### 四 人権啓発の試みと地域教育の可能性

以上見てきたような京都市の啓発事業全体のなかでは、啓発活動の本来的あり方である「地域住民自身による相互啓発」は模索が始まったといっている段階である。

その一つの事例として「ふしみ人権の集い」を検討してみたい<sup>(17)</sup>。

現在、「ふしみ人権の集い」(二〇〇〇年度までは「ふしみ・ふかくさ人権の集い」)は、実行委員会形式で実施されている啓発活動である。その目的は、「その場その時限りの単なる啓発主義ではなく、差別を生み出している社会のシステムの改革をめざして、伏見・深草の地から企業、教育、行政、そして区民が肩を組み手を携えて、地域、家庭、職場、学校といった日々の生活の中から『人権文化』を創造していこうという取組です。さらに、ひとりひとりの市民が自己実現をめざして、ともに行動することを通して、相互理解と連帯を築き『人権を尊ぶ心』をすべてのひとびとに広げていこうとするものです。」とされている。

「ふしみ人権の集い」の実行委員会は一九九五年二月の人権月間に「第一回伏見・深草地域人権問題を考える集い」として活動を開始し、九五年度から九八年度の三年間は年一回の啓発イベントを実施するための実行委員会として活動した。これは各区役所が行政主導で行っている人権月間の取組を実行委員会形式に変えたものである。その活動の盛り上がりを受け、一九九九年度から「より日常的・継続的な取組組みを展開すること、さら

に活動の輪を広げていくこと」をめざして、実行委員会の体制も充実させ、「ふしみ・ふかくさ人権の集い」に名称変更、毎月の事務局会議とほぼ隔月の実行委員会を持ち、年三回の学習会と年度末の「集い」を実施したのである（表1参照）。その一方で、毎回の学習会を呼びかけるポスターやチラシも手作りで行い、広報誌『いーくうある』も年三回発行した。

実行委員会要綱では「（目的）第一条 伏見区内に在住する区民および各種団体（以下「団体」という。）が相互に連携し、あらゆる人権問題を考え、差別の解決に向けて人権啓発活動を積極的に推進することにより、伏見区内における人権思想の普及高揚を図ることを目的として、ふしみ・ふかくさ『人権の集い』実行委員会を（以下「実行委員会」という。）を設置する」としている。実行委員会は二〇〇〇年度は九団体で、その中身は伏見区人権啓発推進協議会（企業による団体）、伏見区地域女性会、藤森中学校下地域生徒指導連絡協議会および深草中学校PTA連絡協議会、人権問題を考える区民の会、学校関係、行政である。後援に社会福祉協議会などの福祉団体、さらに、近隣にある龍谷大学・聖母女学院短期大学が協賛団体として加わっている。地元部落は区民の会として参加しており、事務局は改進黨隣保館（現「改進黨

コミュニティ・センター」に置かれている。

表1の学習会の内容をみると、地域におけるさまざまな人権問題をテーマにし、地域の施設である高齢者在宅福祉総合施設「東高瀬川センター」や、授産施設・再資源化施設「横大路学園」、桃陽養護学校での研修が実施されている。また、年度末の啓発イベントでは「人権文化」にこだわった工夫を行い、一九九九年度は大阪で部落を拠点に活動している太鼓集団「怒」のコンサートを実施している。また、二〇〇〇年度は地元部落において歌い継がれ日本中の人々にも親しまれている「竹田の子守歌」をテーマにし、地元部落の女性コースが活躍している。

こうした学習会やイベントへの参加者は構成団体のメンバーが大半をしめるが、徐々に自発的参加者が増えていくという。学習会ごとにアンケートを回収し、実行委員会で検討、次の学習を企画するという形ですすめているなか、最初の年度は一回限りでの企画であったのが、二年目の二〇〇〇年度は年間テーマを「子どもの人権」として年間計画に基づいた企画を始め、さらに三年目の二〇〇一年度は「多文化共生」をテーマとしている。年度を経るごとに実行委員会の活動が一貫性を持ったものになっているのである。

表1 ふしみ人権の集いの学習状況

	テーマ	学習内容
1999年度 第1回学習会	7月 高齢者介護と日本の家庭	講演：岡本祐三・高齢者在宅福祉施設の見学
第2回学習会	9月 環境と人権	京都市南部リサイクルセンター、授産施設・再資源化施設での現地研修
第3回学習会 第5回集い	12月 勇気が出てくる人権学習 2月 人権問題全般	ワークショップ(参加型学習)：白井俊一 太鼓集団「怒」の公演
2000年度 第1回学習会	7月 21世紀に生きる子どもの人権を考えよう	講演：森田ゆり
第2回学習会 第3回学習会	8月 病気の子どもたちと生きる 10月 暴力から子どもを守る大人のためのプログラム	京都市桃陽病院・桃陽養護学校研修 きょうとCAPによるワークショップ
第6回集い	2月 竹田の子守歌—発祥の地からのメッセージ	対談・コンサートと改進黨部の合唱
2001年度 第1回学習会 第2回学習会 第3回学習会	7月 伏見の町と渡米文化 9月 在日からのメッセージ 11月 多文化共生をめざして	講演：井上満郎 講演：李美葉 多文化共生センターの講演とワークショップ
第7回集い	2月 おしゃべりシャンソン—私にとっての人権	公演：今里哲

ただ、実行委員会を地域における自主的啓発団体として検討した場合、課題も多い。実行委員会は先にも見たように既存の地域団体に呼びかけて結成した寄り合い所帯であり、それぞれの組織のなかでの「動員主義」は否定できない事実である。既存団体に属しつつ、自主的に参加している人々もいるであろうが、完全に自主的な啓発のための団体とはいえない。したがって、既存団体の連携という側面を残しながらも個人としての参加も呼びかけていく必要があるだろう。学習会に熱心に参加している人々が実行委員会に参加できるようにシステムと援助が必要である。公民館の講座においては、講座終了後に参加者が自主的学習サークルへと組織化されることがあるが、それと同じような手法を用いて、実行委員会をより自発的な学習集団に変えていくことが必要だろう。そうすることで、住民参加の啓発活動の本来のあり方に近づくことができる。

「ふしみ人権の集い」は住民主体の活動をめざして四年目である。実行委員会の事務局は地元部落の住民、隣保館職員、小中学校教員で、ポスターや広報誌を作成しているのは地元部落の青年たちであるという。学習会の企画、運営は徐々に住民主体に変わってきているが、その中心は、これまで啓発を担ってきた隣保館職員や教員

を除けば地元部落の住民であり、部落内外の住民の連携が事務局レベルでなされている状態ではまだない。ただし、年度末の「集い」は先に掲げた実行委員会に参加している各団体が共同で行っており、とりわけ、日常的な学習活動においても地域女性会の参加が多くなっている。学習を組織していく方法や内容について、参加者が模索している段階といえよう。

京都市内の場合、一〇〇万人都市であるにもかかわらず、部落内に幹線道路がないためか、部落外の人が部落に入ること自体が実は今まであまりなかった。しかし、隣保館が学習の拠点となったことで、部落外の住民が気楽に部落に来るようになったこと、部落住民自身が部落内外の人権問題をテーマとした学習会を組織し、部落外の団体とも連携しはじめている点では、京都市の人権啓発の歩みのなかでは画期をなしている。人権問題を考える学習と人権問題解決のための行動を相互に関連づけた住民組織として、地域教育の核になる可能性を秘めているといえよう。

### おわりに

本稿は啓発主体の問題を中心に検討し、行政主導の啓

発活動に住民が参加していくことによって、住民主体の啓発活動が実現しつつある事例を見てきた。今後は、学校で同和問題指導や人権教育を受けた世代が地域住民の中堅となる時代を迎えることになり、今までのような「行政主導の単発の学習」では内容的に飽き足らないものになり、そもそも動員することすら危うくなるだろう。今求められているのは、地域の課題としての人権問題を気にかけて自分一人ではどうにもならないと無力感を持っている人をもまきこみながら、人権問題を解決したいと思っている人たちが啓発活動の主体となるような組織づくりである。そういう意味で「ふしみ人権の集い」の試みに注目した。

今までの部落の住民による啓発活動、より明確にいえば解放同盟が主催する集会や学習会は、往々にして啓発する側と部落の住民、啓発される側と部落外住民という構図をつくってきた。実際に主催するのは部落の側であり、啓発のテーマが部落問題であれば、そうした構図ができるのは当然であった。しかし、現在は啓発主体のあり方が変化してきているし、それが求められてもいるのである。人権啓発活動とは、参加する一人ひとりが容赦なく組み込まれている差別―被差別の網の目を認識し、そうした関係性の総体を変えらることをめざしている。地



域における人権啓発活動とはそうした関係性を支えている地域のありようを変革していくことである。その意味で、「ふしみ人権の集い」は人権を軸に「地域」について考えていく場であり、部落の住民を含めて一人ひとりが「まちづくり」を考えていく場を提供しており、地域教育の拠点になる可能性のある活動であるといえよう。

なお、本稿執筆にあたって、京都市行政、世界人権問題研究センター、「ふしみ人権の集い」に係る各氏から資料の提供ならびにご教示をいただいたことをお礼申し上げたい。

## 注

(1) たとえば、野口道彦『部落問題のパラダイム転換』（明石書店、二〇〇〇年）などがあり、部落の現実の変化、部落を取り巻く意識の変化を考察するとともに、そもそも「部落民」とは何かを問うている。また、藤田敬一編『「部落民」とは何か』（阿吽社、一九九八年）は、自明とされてきた部落、部落民の概念を問うとともに、差別を関係のねじれととらえ、関係総体を変えるために被差別と差別の両側から何をすべきかを模索している。

(2) 元木健『人権と教育——社会啓発の基礎理論』解放出版社、一九八九年、六頁。

(3) 同上書、一五頁。

(4) 赤尾勝己「生涯学習時代における同和啓発に関する一考察——啓発終焉論批判を含めて——」『部落解放研究』一一四号、一九九七年、六五頁。

(5) 同上、六七頁。

(6) 同上、七二頁。

(7) 相庭和彦『生涯学習から地域教育改革へ』明石書店、一九九九年、二二三～二二四頁。

(8) 財団法人世界人権問題研究センター『京都市人権問題に関する意識調査報告書』二〇〇〇年。以下、『京都市報告書』という。

(9) 福岡安則「人権啓発のターゲット——『人権問題に関する住民調査』から——」京都解放教育研究会『季節よめぐれ』一六二号、二〇〇一年、四頁。

(10) 『京都市報告書』でも、それぞれの個別課題同士の間を検討している。それによると、女性と子ども、障害者と高齢者、同和問題と在日韓国・朝鮮人問題、在日韓国・朝鮮人問題と外国人労働者およびアイヌの人権問題との関連が高かった。（『京都市報告書』一三四頁）。

(11) 『京都市報告書』六一頁、執筆担当は野口道彦。

(12) 京都市の人権啓発行政に関する事項は、各種の発行物（啓発誌やパンフレットを含む雑多な資料群）、および担

当者からの聞き取り（二〇〇一年九月）による。

- (13) 開始当初の保護者啓発は徹底したものであった。すべての保護者に説明することをめざし、多数回の保護者啓発を設定し、それでも欠席する世帯には教師が家庭訪問をして指導内容を説明したという。

から叙述した。引用等もこれらの資料からである。

- (14) 世界人権問題研究センターは、平安建都二二〇〇年の記念事業の一つとして、京都府・京都市・経済界の協力のもとに一九九四年、人権問題を総合的に調査・研究する研究機関として設立された。「国際的人権保障体制」「同和問題」「定住外国人の人権」「女性の人権」の分野で研究している。URL: <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kyohuman/>

- (15) 部落解放研究京都市集会実行委員会事務局『第三二会 部落解放研究京都市集会』二〇〇〇年二月当日配布資料、一三頁。なお、京都市集会や地域人権集会の取り組みも本書による。

- (16) 「ツラッティ千本」については『部落解放』四一六号、一九九七年二月参照。「柳原銀行資料館」はURL: <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/yanagin/>。

- (17) 「ふしみ人権の集い」に関しては、『第五回ふしみ・ふかくさ人権の集い』（二〇〇〇年三月配布資料）および『第六回ふしみの人権の集い』（二〇〇一年二月配布資料）